

尼崎市教育委員会 10月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成29年10月23日 午後4時12分～午後7時48分

2 出席委員及び欠席委員

|      |          |      |
|------|----------|------|
| 出席委員 | 教育長      | 徳田耕造 |
|      | 教育長職務代理者 | 濱田英世 |
|      | 委員       | 仲島正教 |
|      | 委員       | 磯田雅司 |
|      | 委員       | 徳山育弘 |

3 出席した事務局職員

|              |       |
|--------------|-------|
| 教育次長         | 白畑優   |
| 教育次長         | 西野信幸  |
| 管理部長         | 尾田勝重  |
| 施設担当部長       | 橋本謙二  |
| 学校運営部長       | 梅山耕一郎 |
| 学校教育部長       | 平山直樹  |
| 教育総合センター所長   | 西川嘉彦  |
| 社会教育部長       | 牧直宏   |
| 企画管理課長       | 高木健司  |
| 学校運営課長       | 西田啓行  |
| 学校保健課長       | 村田和彦  |
| 中学校給食担当課長    | 田岡清   |
| 学校教育課長       | 高橋利浩  |
| 生徒指導担当課長     | 前田裕司  |
| 社会教育課長       | 中川まゆみ |
| 中央公民館長       | 久山修司  |
| ひと咲きまち咲き担当局長 | 中浦法善  |
| ひと咲き施策推進部長   | 吉田淳史  |
| ひと咲き施策推進課長   | 奥平裕久  |
| こども政策課長      | 森山太嗣  |

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第42号 尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第43号 尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会条例の制定について
- (3) 議案第44号 尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例の制定について
- (4) 議案第45号 尼崎市教育委員会公印規則の改正について

日程第3 協議・報告事項

- (1) 尼崎市中学校給食基本計画（素案）について
- (2) 平成29年度全国学力・学習状況調査結果報告について
- (3) 尼崎市いじめ防止基本方針の改正について（いじめ事案対応のフロー図）
- (4) 地域振興体制の再構築について
- (5) 地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について（諮問）

#### 日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時12分、教育長は開会を宣した。

徳田教育長 日程第2の「議事」について、「議案第42号から議案第44号」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。  
よって、「議案第42号から議案第44号」は、公開しないことと決しました。

徳田教育長 また日程第3「協議・報告事項」の「尼崎市中学校給食基本計画（素案）について」、「地域振興体制の再構築について」、及び「地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について（諮問）」は、一般公表前の新たな計画や取り組み方針であり、意思形成過程段階であるため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。

徳田教育長 よって、「尼崎市中学校給食基本計画（素案）について」、「地域振興体制の再構築について」、及び「地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について（諮問）」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適當であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。

なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

徳田教育長 それでは、これより日程に入ります。  
日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 9月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでござい

ます。よろしくお願ひいたします。

徳田教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。  
9月定例会議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。

徳田教育長 次に、日程第2の「議事」に移ります。  
「議案第45号 尼崎市教育委員会公印規則の改正について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。それでは、議案第45号、「尼崎市教育委員会公印規則の改正について」でございますが、お手元の資料の46ページをお開き願います。議案説明資料に沿ってご説明させていただきます。最初に、教育委員会におけます「公印」の現状についてですが、「教育委員会名」、「教育長名」、「学校名」、「学校長名」など、職名をもって発行、受領する公的文書に使用する印で、その印影をもって当該文書が公的に真正なものであることを認証する目的がございます。この度、改正しようとしております公印規則は、その公印の種別や管理、押印手続き等が記載されております。それでは、議案説明資料にお戻りいただきます。まず、「1改正理由」といたしまして、本案は、本市の公印事務の効率化及び行政事務の電子化に対応した規定整備の観点から、尼崎市公印規則が改正されたことを受け、尼崎市教育委員会事務局及び市立学校、園で管理している公印についても同様の観点から、公印事務の見直しを行うため、尼崎市教育委員会公印規則を改正するものでございます。次に、「2主な改正内容」でございます。印章公印と電子公印に関する位置づけを規則上明確に分け、公印台帳も印章公印と電子公印で別扱いとし、未整備であった電子公印に関する必要事項を規則に明記するとともに、学校、園で保管している公印（校長印及び学校印等）も電子公印として利用することを可能とする内容に全面改正するものでございます。続きまして、「3施行期日」でございますが、平成30年1月1日施行としております。市長部局では、尼崎市公印規則の改正に伴い、その細則を定めるものとして尼崎市公印規則運用要綱を制定しております。教育委員会においても、尼崎市教育委員会公印規則の改正後、市長部局に準じ、尼崎市教育委員会公印規則運用要綱（仮）を作成する予定でございます。要綱の作成に際し、全ての学校、園が保管する公印を確認する日数として、2カ月程度要するため、平成30年1月1日施行としております。以上で、議案第45号の説明を終わらせて

いただきます。よろしくご審議賜りますよう申し上げます。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 印章公印と電子公印の違いは何か。

企画管理課長 印章公印は主に木製で、公印そのものを押印し発行するもので、電子公印はパソコンなどの電子計算機に印章をデータとしてあらかじめ登録しておき、必要な時に証明書等に発行するものです。

濱田委員 どのようなものに電子公印を使うことを想定しているのか。

企画管理課長 例えば、卒業証書への押印です。学校長の判断で印章公印か電子公印か選ぶことができ、電子公印であれば、あらかじめシステムに登録しておいたものを卒業証書に合わせて、サイズを変えてカラー印刷をして電子公印として活用できます。

濱田委員 印章公印か電子公印か統一しないで、学校長判断でいいのか。

企画管理課長 学校長が証明するものですので、学校長判断となります。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。

徳田教育長 お諮りいたします。「議案第45号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。  
よって、「議案第45号」は原案のとおり可決いたしました。

徳田教育長 次に、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。「平成29年度全国学力・学習状況調査結果報告について」を議題とします。説明を求めます。高橋学校教育課長。

学校教育課長 学校教育課長です。それでは、平成29年度全国学力・学習状況調査結果につい

て報告いたします。これにつきましては、今年の4月18日(火)に実施したものでございますが、この度、調査結果がまとまりましたので報告させていただくものでございます。資料は、「平成29年度全国学力・学習状況調査 結果報告」、「平成29年度全国学力・学習状況調査 各学校の概況」の2種類でございます。なお、「結果報告」並びに「各学校の概況」につきましては、この後、ご意見をいただいた後、印刷製本に入ります。完成しましたら再度、配布させていただきます。「結果報告」に沿って、説明いたします。表紙をめくっていただいて「目次」をご覧ください。IからVII章にわけて、まとめています。それでは、説明させていただきますが、ボリュームがありますので、ポイントのみを説明します。1ページをご覧ください。ここでは、調査の概要といたしまして、調査の目的、対象、内容等をまとめております。ここでは、尼崎市と全国の「平均正答率」を掲載しております。本市の子どもたちの学力の実態ですが、「4結果の概要」をご覧ください。今年度の平均正答率を全国と比較しております。いずれの教科も±5ポイントの範囲内にあります。また、全国との差を5年の推移で見ると、年度ごとのばらつきはあるものの、ここ数年はほぼ現状維持の傾向にあります。しかしながら、中学3年生の国語Bで改善が見られる一方で、小学6年生算数Aで少し差が広がっており、これが年度によるばらつきによるものなのか今後の分析が必要であると考えております。2ページをご覧ください。ここでは、全国の平均正答率を0として、本市との差をグラフに表したものです。平成25年からの推移をみていただきますと、小学校算数では、昨年度に比べると全国との差が広がっておりますが、概ね『現状維持の状況』が読み取れます。次に、各教科別に状況を説明いたします。3ページ4ページの小学校の国語A・Bをご覧ください。グラフの見方を取り混ぜながら説明をいたします。上段の「平均正答率」では、正答率、誤答率、無解答率を示すグラフになっています。上が尼崎市、下が全国の状況を表しております。中段の「正答数分布」では、尼崎市の状況を縦の棒グラフで、全国の状況を折れ線グラフで表しております。ここでは、全国とほぼ同じ形状ではありますが、全国と比べて上位層が少なくなっております。下段の「学習指導要領の領域」では、学習指導要領に示された領域別の平均正答率を、平成29年度について表にまとめております。左側には尼崎市、右側には全国の平均正答率となっております。5ページ6ページをご覧ください。小学校算数に関しては、少し差が広がっている傾向が見られます。分布を見ると、上位層が少なくなっております。7ページ8ページをご覧ください。中学校国語Bについて、全体的に改善傾向にありますが、8ページの中段「正答数分布」を見ていただくと、全国と比べて、上位層の割合が少なくなっております。質問紙調査でも、B問題の解答時間が足りなかったと答えた割合が多く、「学習指導要領の領域」でいうと、書くことの力に課題があり、時間が足りなかったのではないかと考えられます。9ペー

ジ10ページをご覧ください。中学校数学Aですが、「平均正答率」が、全国とほぼ同じになっております。ただ、「正答数分布」を見ると、全国と比べて、上位層の割合が少なくなっております。質問紙調査でも、B問題の解答時間が足りなかったと答えた割合が多く、「学習指導要領の領域」でいうと、資料の活用に課題があり、時間が足りなかったのではないかと考えられます。上位層の割合が少ない傾向が、小中学校ともにあります。A問題B問題の差はありません。11ページから14ページをご覧ください。「学力調査問題についての分析」について説明をいたします。ここでは、今年度の問題で特に、全国との差が大きかった問題を、今後の改善に向けた視点で取り上げています。全国の正答率も低いことから、全国的な課題でもありますが、今、求められている力の一つとしてまとめております。各学校で積極的に改善に向けた取組ができるよう、下の「囲み」に授業のポイントを記載しております。15、16ページをご覧ください。質問紙調査の概要について説明をいたします。ここでは、主に学力向上と関係のある指標を、平成25年度と29年度で比べ、状況の変化を明らかにしております。5ポイント以上変化のある項目に網掛けをしております。生活習慣では、携帯電話・スマートフォンの所持率が上がっております。学習習慣では、中学3年生が、授業以外で学習する割合が増加しております。規範意識では、維持傾向です。自尊感情では、維持傾向です。社会との関わりでは、関心はあるものの、地域行事に参加している児童生徒が少ないという結果になっております。子どもの意識としては、学校で地域と連携して活動した場合は、学校行事と捉えている可能性もあるかと思えます。授業については、発表の機会や話し合い活動が増えています。16ページで一点、数字の誤りがございますので訂正お願いいたします。「授業について」の「授業の最後に学習内容を振り返る活動をよく行っていたと思う」の中三の全国が45.3パーセントを66.1パーセントに訂正お願いいたします。続きまして、学力調査と質問紙調査を分析して一定の関係が読み取れるものについて、お示しいたします。17ページから20ページをご覧ください。ここでは、正答率と質問項目との関係について、いくつかの質問項目を領域ごとにまとめて分析しています。17ページ、授業改善では、本市が取り組んでおります、「主体的・対話的で深い学び」が、学力向上に効果的であることが読み取れます。まだまだ、研究段階ですが、今後のカギは「深い学び」を実現できるかということです。18ページ、家庭生活では、ゲーム・ネットのしすぎが、学力に悪い影響を与えている事が明らかに出ております。その中でも、会話のある家庭や、ルールを決めている家庭では、正答率が高くなっており、保護者の関わり方について、啓発していく必要があります。19ページ、家庭での学習では、これまでの粘り強い指導で、「宿題をすること」がほぼ定着しており、今後は「自学の力をつけること」が必要であり、より一層の、家庭と学校の連携が求められます。20ページ、部活

動の取組については、生徒が充実した学校生活を送る上で意義のあるものであり、部活動に参加している生徒の方が、正答率も高くなっていますが、その活動時間については、バランスを考えていく必要があります。21ページをご覧ください。ここからは、「顕著な成果を出している学校」を分析し、その取組を明らかにすることで、成果を出すためのポイントをまとめています。21ページ22ページをご覧ください。C小学校をまとめております。市の平均を上回る、改善状況がみられ、特に質問紙調査では、宿題をする割合が100%となっています。ポイントは、3つあり、(1) つけたい力を明確にしていること。(2) 地域の協力、(3) 学習スタイルの共有、があげられます。特に、(2) の地域との協力では、日常的に信頼できる大人との関わりを通じて、子どもたちが社会とつながり、意欲や自信をつけていることが特徴です。次に、23ページ24ページをご覧ください。D中学校をまとめています。平成25年度からの改善が著しく、23ページのグラフを見ていただくと、平成25年度には、下位層の生徒が多かったのですが、平成29年度には、下位層が減り、また上位層が増えています。取組としては、(1) 家庭学習の習慣化に取り組んだこと(2) 授業改善に取り組んだこと(3) 3年間を見通した生徒指導体制です。特に、(1) 家庭学習の習慣化に向けては、丁寧な指導と、週末課題という仕掛け、ICTの活用、など工夫がされております。また、(3) の生徒指導体制については、生徒と教師のコミュニケーションを大切にした、励ましの生徒指導で、学習を諦めさせないことにつながっています。25ページをご覧ください。ここでは、「今後の取組について」表しております。特に、学校では「学力向上推進委員会」等が中心となり、本市や国の報告を活用しながら自校の課題を把握・分析し、学校全体でベクトルをそろえた取組を進めていく。また、課題解決の方法を「学力向上アクションプラン」において計画し、教育委員会の施策等を効果的に活用してPDCAサイクルによる学力向上に取り組んでいく。授業の目標(めあて)を示し、児童生徒が自ら考える時間や話し合いによって課題解決する「主体的・対話的で深い学び」への授業改善を進めていく。また、学んだことを他の学習や普段の生活に生かせるような取組を進めていく。宿題だけに終わらず、予習や復習を含め「自分で計画を立てて勉強する」習慣を身につける取組を進めていく。また、取組内容は保護者に知らせ、どんな協力をしてほしいか具体的に示しながら連携して取り組んでいく。学習規律の徹底や規範意識を高め、児童生徒が安心して学習に集中できるよう生徒指導の充実に取り組んでいく。学校の教育活動について、ホームページや学校だより等を活用して積極的に情報発信を行っていく。また、児童生徒が地域活動に参加する機会を増やすとともに地域人材の活用を進め、地域と学校との協働活動を進めていく。家庭では基本的な生活習慣の確立を図るとともに、テレビの視聴時間、携帯電話・スマートフォンの使用時間や使い方等を子どもと話し合い、家庭におい

て、学校のことを話す時間を増やしていく。授業以外の学習時間を増やすため、放課後学習等への参加を促すとともに、学校からの宿題に終わらず復習や予習といった「自分で勉強する」習慣を身につけていく。教育委員会では、各学校の「学力向上アクションプラン」に基づいた取組を共有し進捗状況を把握するとともに、必要に応じ指導・助言を行っていく。また、教育委員会の支援策を活用するよう具体的なアドバイスを行っていく。「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行っている学校の取組や、学力向上において改善や効果が表れている学校の取組を広く知らせていく。放課後学習や授業補助支援、家庭学習の手引き作成等を通して学習習慣の定着を図る取組を支援する。児童生徒の多様な学びや体験活動を充実させるため、学校と地域が連携した協働活動を推進していく。学力向上には教員の多忙化解消が必要であり、業務改善を進めながら、子どもと向き合う時間を増やしていく。26ページ以降の「巻末資料」は質問紙の回答を集計したものです。後ほど、ご覧下さい。次に、別紙の「各学校の概況」について、説明をします。本市におきましては、本調査における「各学校の概況」を明らかにしてまいりました。その目的は、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることであり、他校の状況を知り、それぞれの取組についての情報交換を図ることで自校の取組にも活かし、各学校における検証・改善サイクルの確立をめざしたものでございます。2ページをご覧ください。今回の学校別の公表は、ここで示されている2つの部分からなっております。上段にあります「正答数分布のグラフ」では、国語A問題・B問題、算数・数学A問題・B問題、それぞれの正答数を4ブロックに分けて、子どもの正答数がどのように分布しているかを各校と全国を比較して表したものです。各学校において、どのような分布をしているか、課題解決のために、どの層にどのような働きかけをするかといった検討を行う際に活用できる分布図となっております。下段にあります「子どもの意識」では、児童生徒質問紙調査の結果から6つの内容について、各校と全国を比較して表したものです。3ページからは、小学校の学校別の概況となっております。44ページからは、中学校の学校別の概況となっております。一例として、3ページにあります明城小学校をご覧ください。正答数の分布では、国語A・算数Aで、折れ線グラフで表されている全国の平均と比べて、6～11問正解した児童の割合が多く、上位層が少ない傾向があります。この層を伸ばすには、どのような手立てが必要かを考える必要があります。下の子どもの意識においては、自分で計画を立てて勉強している児童の割合が少なく、学習が学校だけにとどまっている可能性が考えられます。このように、各学校では、この概況も参考にして、自校の課題を分析するとともに、それに対する対応策を検討していくことになります。また、2学期にも指導主事が全校を訪問指導します。その時に、今後の学力向上に向けた取組について、具体的な助言を行います。



す。説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 平均正答率が8割を超えているもので尼崎市の平均正答率が低いものは基本的な何かが足りていなく、平均正答率が4割から7割のものは当落線上ということで、8割以上の人が正答しているのに間違えているものを正答できるようにした後に、力をいれるべき問題と思う。全国平均よりも平均正答率が低いのは時間が足りないというのがひとつの要因としてあると思うが、問題ごとに全国的に平均正答率が高いのに尼崎市の平均正答率が低いのはなぜかという分析をしているのか。

学校教育課長 例えば、結果報告書3ページの小学6年生の「学習指導要領の領域」の「話すこと・聞くこと」が全国に比べて低くなっておりませんが、このことは小学校の校長先生や教員も共有しておりますので、この部分についてどのような対策をとっていくか、今後学校と事務局で考えていきます。

徳山委員 「話すこと・聞くこと」というのは領域の分析ということか。

学校教育課長 そうです。実際に問題についても、例えば、小学6年生の国語Aについては15問ほどあり、その中で尼崎市につきましては平均10.8問ほどは正答しており、全国平均が11.2問なので差が0.4問ですが、平均正答率に直すと-4パーセントとなりますので、そのあたりの分析はしております。

徳山委員 特に尼崎市の平均正答率が低かったのはどれか。

学校教育課長 11ページから14ページにかけて記載されている問題が全国平均と比べて特に差があった問題です。

徳山委員 全国の平均正答率が8割以上あったのに尼崎市の正答率が5割しかないというような問題はなかったということか。

学校教育課長 その通りです。

徳山委員 学力テストがトップクラスの福井県や秋田県では地域との繋がりが豊かということなので、地域との関わりのことも25ページの「今後の取組について」の「教育委員会では」の箇所に入れたほうが良いのではないかと。

学校教育課長 25ページの「学校では」の一番下の段落を見ていただきますと、「学校の教育活動について、ホームページや学校だより等を活用して積極的に情報発信を行っていく。また、児童生徒が地域活動に参加する機会を増やすとともに地域人材の活用を

進め、地域と学校との協働活動を進めていく。」としておりまして、こちらに含まれております。

濱田委員 例えば、学校でのPDCAサイクルはどうなっているのか。

学校教育課長 各学校では学力向上の取組を、学力向上アクションプランとして計画しており、それに基づいて取り組んでいます。このプランは、毎年9月頃に全国学力調査の結果が返ってきますので、それをもとに各学校が委員会の報告も踏まえ、自分の学校のどこが弱いか、来年度はどのように改善するのかといったことを分析し、市教委と協議の上、作っております。具体的には、2学期に指導主事が全校を訪問し、分析や来年度の計画への助言を行い、それを踏まえて、各学校がプランを考え、3学期には委員会でプレゼンを行います。その案に対して、委員会で学校ごとに支援を決定し、4月から計画を実行していきます。このような形でPDCAが回っていきます。

濱田委員 このテストの結果は、去年の取組みでこうなったということか。

学校教育部長 学力調査は、小学6年と中学3年を対象となっており、4月に調査があり、9月に結果が出ることから、今回の報告は、前年度までの取組がどうであったかということが結果として出ております。学校として、何が弱いか考えて、学校の取組として下の学年にも活かしていくこととなります。

濱田委員 学力向上のために具体的な施策として何をしているのか。

学校教育課長 学力向上として、放課後学習の学力定着支援事業、教員指導力向上事業、アクティブラーニング推進事業の3事業を柱にしています。

濱田委員 アクティブラーニング推進事業とはどういったものか。

学校教育課長 市内25校がアクティブラーニング推進事業の指定校になっており、従来の講義的な授業ではなく、子どもたちの主体的な課題解決や学びを取り入れた授業を研究しています。この事業を活用して、講師招聘や各学校は先進校の視察をしたり、また指導補助嘱託員を活用した学力向上を行っています。

学校教育部長 補足ですが、10月の上旬に中学校の全体教科研究会があり、9教科の先生全員が自分の教科の研修を受け勉強をするという取組みがありました。すべての授業でめあてを示し授業をするということが、中学校の授業ではだいぶ浸透してきていました。えんたくんやホワイトボードを活用して話し合いや調べ学習をしたりして発表をするというスタイルをとっており、中学校のどの教科でも教員が黒板で一方的な授業を行うスタイルから変わりつつあります。小学校については以前から比較的那のような授業スタイルをとっております。この事業が効果的に授業改善に繋がっ

ていると考えています。

濱田委員 中学校は市内一斉にするのか。

学校教育部長 授業にあたって9校の学校の生徒だけが残りと、それ以外の学校の生徒は午後から下校し、先生は午後から自分の教科の学校に行き授業を見て、その授業についての意見交換をしたり、先進的な取組みや新しい学習指導要領の伝達をしたりしています。

濱田委員 教員指導力向上事業とはどのような事業なのか。

学校教育課長 教員の指導力を向上することはもちろん、講師招聘支援ということで校内研究等で大学教授を呼べるような予算をつけております。また、先進校視察支援ということで、先進的な取組みをしている学校を見に行き、それをまた各学校で広めるといった取組みもしております。また外国語指導補助員の支援もしており、現在各クラス小学校5、6年生では年間8時間英語の授業をしております。

仲島委員 3つの事業も中学校の授業改善もとてもすばらしく、先進校の視察もとても良い取組みでもっと取り組んでいけば良いと思う。しかし、尼崎全体を見ることももちろん大事だが、最近学校も事務局も数字ばかり気にして、上の方の子ばかり見て、教育の基本であるしんどい子や、下の方の子のことは見れていない気がする。市として学校として学級として、大きな枠組みで捉えていかないといけないのに、学校としての取組みが細かすぎるので、学級の担任が上手くいかない。例えば2ページ目の「C小スタンダード」だが、「見通し・めあて」「一人学び」「ペア・グループトーク」「交流」「ふりかえり」の流れになっているが、これは先生が敷いたレールの上を進むだけなので授業としては上手くいくが、本当のアクティブラーニングではない。本当のアクティブラーニングはその線路から離れてももっとこうしたいという子どもを育てることが大事である。それを超えるような、チャレンジして失敗を恐れないという子どもは育たないので、ある程度は良いがパターン化するのではなくこれを打破するようなことを先生はしなくてはならない。「C小スタンダード」の批判はしていないが、この取組みを一步超えるようにして、もっと伸び伸びと元気にたくましく、そんな子どもに尼崎の子どもを育ててほしい。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

続きまして、「尼崎市いじめ防止基本方針の改正案について」を議題とします。説明を求めます。森山こども政策課長。

こども政策課長 こども青少年本部事務局こども政策課長でございます。先月の教育委員会定例会におきまして、「尼崎市いじめ防止基本方針の改正案」につきまして、ご協議いただ

き、その際、学校現場でいじめの情報があったから、どのように学校の教職員が対応すべきかがわかるフロー図を今回のいじめ防止基本方針の改正に併せて、方針内に付け加えてみてはどうかとのご指摘がありましたことから、いじめ事案対応のフロー図を新たに検討し、作成いたしました。それでは、「学校におけるいじめ事案対応の基本的な流れ」と記載のシートをお開き願います。このフロー図は、いじめの情報やいじめを発見をした場合、特定の教職員だけで抱え込まず、学校全体で組織的に対応するための基本的な流れ図を示したものでございます。まず図の左には、学校全体の組織的対応の大きな流れ図で、1 発見、2 情報収集、3 事実確認、4 指導方針決定、5 対応、6 経過観察・解消、という流れでございます。具体的な対応の流れとしましては記載のとおり、児童生徒に対する日常観察や、児童生徒本人又は保護者からのいじめの被害の訴え、アンケート調査などから、いじめの情報を得た教職員は、学級担任、学年主任などに報告するとともに、すみやかに管理職である教頭、校長に報告し、法で設置することが定められています、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に記載の「各学校のいじめ防止等対策委員会」を開催し、3の事実確認として、対策委員会内での情報共有、共通理解を行い、次に事実関係の調査方針、役割分担を決め、当事者、他の児童生徒等からの聞き取りによります正確な事実関係の把握に努めます。この事実確認により、いじめの事実を認めた場合は、随時、所定の様式で教育委員会へいじめの認知報告を行うとともに、4の学校全体として、このいじめ事案に対します指導方針、指導体制を決め、5の対応として、いじめの解消に向けた取組みとして、被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導、必要に応じ支援を行って参ります。その後、継続的な指導、経過観察を行い、新たに基本方針に加えました「いじめの解消」の要件が満たされているかどうかの確認を行っていきまるとともに、同種の事案の再発防止、未然防止の取組みを行っていく流れとしております。このフロー図につきましては、「尼崎市いじめ防止基本方針」の69ページに加えていきたいと考えております。以上が学校におけるいじめ事案対応の基本的な流れ図でございます。本日の教育委員会会議でのご協議を経て、11月6日の市長、副市長、教育長、各局長が構成員となります政策推進会議で協議いただき、11月の市議会の常任委員会の場で報告し、最終的に11月中旬に市長決裁で改正手続きを行っていきまると考えております。また、改正した本市の基本方針を踏まえ、各学校のいじめ防止基本方針の改正の指導を行っていく予定としております。以上でご説明を終わらせていただきます。

徳田教育長

報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員

いじめを発見した時に学校現場がどうすれば良いのかということが、よくまとめられていますが、もし付け加えるとすれば、「各学校のいじめ防止等対策委員会の開催」の中で一番最初に、「緊急性の判断」をいれていただきたい。子どもの精神状態が尋常じゃない時には悠長なことは言っていられないので、すぐに対応が必要になってくる。子どもや高齢者虐待防止法のフロー図などでも「緊急性の判断」が入っているのので、尼崎市いじめ防止基本方針にも入れておくべきではないか。学校現場での意見はまだ聞いていないのか。

こども政策課長        このフロー図については教育委員会事務局の関係課と調整したもので、学校現場にはまだ意見は聞いておりません。

徳山委員                現場には対応が周知されることも重要ですが、現場の意見もどんどん取りいれてその都度修正していくことが大切である。いじめの定義の広さにも驚いているが、学校が一番気にしている、どのようないじめを見つけた時に報告すべきかの基準が曖昧であると思う。そのあたりも学校現場に意見を聞いて取り入れて充実させていくべきだと思う。

こども政策課長        緊急性に判断については、ご指摘のとおりとても大事なことになりますので、教育委員会と表現等も調整しながら対応していきたいと思います。また、いじめの基準ですが、冷やかし、からかい、ネットいじめ、誹謗中傷、暴力、お金を略奪されたなどいろいろな種類のいじめがありますが、学校現場に例示も示しながらどの部分がいじめ防止対策推進法でもともと定められているか確認しながら、先生が子どもたちの小さな変化を見逃さないように学校現場と意見交換しながら取組みを進めていきたいと考えております。

徳田教育長             A校ではいじめで、B校ではいじめでないといった差が出てしまうと不信感に繋がります。学校への例示も考えながら、何を報告するのかということを含めてください。

生徒指導担当課長     いじめの定義につきましては、いじめられている側がいじめと判断した段階でいじめとなりますので、同じことをされていても、A君はいじめと思わないが、B君についてはいじめと感ずることもあり、本人がいじめと感ずった段階で、報告をもらうこととしています。しかし、子どもたち自身が解決する力もつけてほしいと思いますので、大人が介入する場面とそのあたりのバランスがこの法案になってから難しいと考えています。子ども自身や保護者がいじめと認識した時点で報告をあげてもらうことになっています。

徳田教育長             出来上がったからおしまいではなく、実際に活用していくということで、今後現場とも調整をお願いします。

仲島委員                集団でいけば必ずトラブルは起きるので、本当に大事なものはそれを乗り越え解決していく力である。

磯田委員                報告を受けた後の対応だが、いじめ対策連絡協議会、問題対策審議会、問題対策委員会が設置され、その後の流れはどうなるのか。

こども政策課長        いじめ防止基本方針を策定した時に、同時にいじめの防止体制づくりも策定しており、まずはいじめ防止基本方針で定めておりますとおり、関係機関との連携とい

うことで、ご家庭だけでなく、地域の見守り活動をされている方などとも連携をとります。また尼崎市いじめ問題対策連絡協議会を設けており、いじめ問題に関する情報共有や意見交換を年に2回しております。

磯田委員 その会議体はどこからの要望を受け開催するのか。

こども政策課長 こども政策課と教育委員会で調整しながら年に2回開催しております。

磯田委員 それはいじめ問題があるないに関わらず開催されるのか。

こども政策課長 そうです。尼崎市いじめ問題連絡協議会では、昨年度のいじめの発生件数、いじめの発覚、発見の経過、状態などについて各関係機関の中で情報共有と意見交換をしております。また、教育委員会の附属機関としまして、いじめ問題対策審議会がありここでは、いじめの防止のため対策の検討と重大事態の調査を行っております。大学の先生や、精神福祉士、又は医師等が入り専門的な見地からいじめの防止のための検討をしております。また、重大事態が発生した場合に教育委員会の諮問を受けますと重大事態の調査に入るということになっております。

磯田委員 教育委員会の諮問を受けたということは学校現場から上がってきたいじめ問題に対して、教育委員会からその先生方をお呼びするということか。

こども政策課長 基本的にはいじめが発生した時の重大事態はカテゴリに分れており、例えば、自殺した場合、大きな怪我をした場合、相当な金額のお金を取られた場合などが1号重大事態と法で定められております。また、2号重大事態ということはいじめを理由として学校を相当期間休むなどがありますが、この分につきましては、法やいじめ防止基本方針に移りまして、学校は教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会は調査事態を決定するという流れになっています。

濱田委員 それはいじめ防止基本方針の中に入っているのか。

こども政策課長 いじめ防止基本方針の中にもありますし、国のいじめのガイドラインというものもありその中にもあります。

徳山委員 学校現場向けにフローを作ってもらったのは非常に意味があり、その中にどこまで入れるかというのは、別途協議が必要ではないか。

磯田委員 これで学校の流れは分かると思うが、後は現場サイドがこの流れを理解しているのか。

こども政策課長 いじめ防止基本方針を策定した段階で小中学校の校長会を通じて通知しています。また、改正に合わせて周知活動を行っていきたいと考えています。学校においても

自校のいじめ防止基本方針をホームページにアップするなどしており、保護者に対しても周知活動を行っています。

西野次長 補足ですが、この3つの会議体を学校は知っておくことは必要だと思いますが、学校は現場ですので、いじめがあったら、まずは現場に集中して、事務局のほうがこの3つを主催して連携を取り合っていくという役割分担があります。

磯田委員 これらの審議会から現場へのフィードバックはあるのか。

こども政策課長 例えば、こども政策課が主催しております、いじめ問題対策審議会ですが、各小中学校の生徒指導担当校長先生や現場の先生にも入ってもらい、そこでのことは学校にフィードバックしてもらうという流れになっております。

徳田教育長 一人の先生だけで抱え込まず学校内でまずは情報共有し、それを教育委員会と情報共有して、その後は市と連携してということですね。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。  
次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。総務関係でございますが、9月27日決算特別委員会、文教分科会においては空調設備の学校への対応、図書の購入の状況や蔵書数、英語学習ホップ・ステップ・ジャンプの受験者数や合格者数についての質疑がありました。次に10月6日は第10回政策推進会議がありまして、「尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画」(素案)に対する市民意見公募手続きの結果についてです。パブリックコメントは8月8日から28日まで実施され、全体で27人81件の意見が寄せられ、81件のうち23件が学校教育に関する質問でした。また、「尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画」は尼崎市教育振興基本計画の元となるもので平成30年度から平成34年度にかけての計画になります。10月16日は阪神7市1町教育委会連合会研修会が開催されました。次に学校教育関係でございますが、9月30日に小学校の体育大会の視察で、上坂部小学校、園田小学校、園和北小学校と視察いただきました。社会教育関係についてはご清覧のとおりでございます。11月の主要行事予定表ですが、11月13日に第4回教育委員協議会及び施設見学、11月27日は教育委員会11月定例会になります。説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

徳田教育長 報告内容に質疑はありませんか。

仲島委員 小学校の体育大会の号令の仕方だが、全然出来ていない。音楽をかけて、「前へ進

め」と号令しているが、その号令の仕方が誤りであるのに、その仕方で長年してきたので、校長も教頭もその仕方が当然と思っている。この号令の仕方は間違いであるので直さないといけないが、その認識がない。また、玉入れで男女別になっているがこれは男女協働参画に反しており、基本的に男女を分ける時には理由がある。理由がなければ男女混合でいいはずなので、それを便宜上、男女で分けるのは間違いである。これを普通の方法と思わないでほしい。

学校教育課長            号令の仕方等につきましては、確認して、指導していきます。

徳田教育長            質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

次に、日程第2「議事」に移ります。ここで、職員の入替えを行います。また、ここからは非公開といたします。

~~~~~以下 議事の大意は非公開とする~~~~~

徳田教育長            以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、尼崎市教育委員会10月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会10月定例会の議事の全部を終了したので、午後7時48分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会10月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。